

# こんにちは！つがる市“地域おこし協力隊”です

地域おこし協力隊とは、人口減少や少子高齢化等の進行が著しい地方において、都市部の住民を積極的に受け入れ、観光や農林業の応援や住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながらその地域に定住・定着を図ることで、地方への移住を希望する方のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする制度です。

市では、地域おこし協力隊として2人の隊員を任用しました。

隊員は、これまでの異種な環境での経験と外部からの視点を活かして、地域資源の活用を提案していきます。

## 隊員のご紹介



**氏名** 清野 由季 (せいの ゆき)  
**配属先** 商工観光課  
**趣味** ゲーム、角煮づくり、グッズ収集  
**その他** 次の日予定がない時は、にんにく塩こうじは大盛にしがちです

北海道生まれで（父親は鱈ヶ沢出身です。）東京のゲーム関連会社に就職し、ゲームの企画運営の仕事をしておりました。今回、縁あってつがる市の地域おこし協力隊に着任しました。

つがる市の第一印象は、おいしい食べ物が豊富だと感じました。

私の仕事内容は、主に観光に関する広報宣伝や観光事業に関する情報収集と発信等です。これから、つがる市のあふれる魅力を知ってもらうために、新たな視点や発想により豊かな観光資源を掘り起こし、地域に新しい風を吹き込めたらと思っています。

これから、各地域におじゃましますので、見かけましたらお気軽にお声がけください。どうぞよろしくお願いいたします。

(右)清野さんはイラストも得意。しゃこちゃんのデザインも清野さんによるもの。清野作の4コマ漫画



**氏名** 佐藤 寛之 (さとう ひろゆき)  
**配属先** 地域創生対策室  
**趣味** 旅行、ドライブ、食べ歩き  
**その他** つがる市のご飯がおいしくて、少し太りました

千葉県生まれ千葉県育ち、現地見学へ来たときにふれたつがる市の方々の人間性に惚れ込み移住を決意しました。

活動内容は空き家を活用した地域づくりです。

全国的に空き家は増え続けています。し

かし一方で、地方の一戸建てに住みたい移住希望者が一定数いるのも事実です。私は市内の空き家情報を収集し、所有者の方と一緒に利活用について考え、受け皿を多く準備できればと思っています。

情報収集のために、各地域にお邪魔する機会が増えると思います。地域のネットワーク力とよそもの目線で力を合わせ、つがる市の空き家問題解決を共に目指します。

これからどうぞよろしくお願いいたします。

(写真右)津軽では自然の冷蔵庫を初体験しました。



# 引っ越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに

住所の異動届（転入届、転出届、転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿登録など各種行政サービスの基礎となります。

- 届出人は本人または同一世帯員です。  
（同一世帯員でない方が届け出する場合は、委任状が必要です）
- 届出人の本人確認をする書類が必要です。  
（運転免許証・保険証・マイナンバーカード・旅券など）
- 通知カード・マイナンバーカード・住民基本台帳カードも新住所の記載が必要です。

「通知カード」



## 転出・転入する場合

- ①転出前に、転出届を提出して転出証明書を受け取る。  
（マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方は、特例転出となり、原則として転出証明書は交付されません）
- ②転入した日から14日以内に、転出証明書を添えて転入届を提出。  
（特例転入の方は、マイナンバーカード・住民基本台帳カードを提示してください）

「マイナンバーカード」



## 市内で転居する場合

転居した日から14日以内に、転居届を提出。

**【届け出・問い合わせ先】 市民課 電話42-2111（内線262・265・266）**  
**稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111**

# 国民健康保険 加入・離脱と修学による転出の手続き

## ①社会保険等に加入または離脱した場合

職場の健康保険等に加入または離脱したときは届け出が必要です（被扶養者も含む）。職場の健康保険に加入しても、職場では国保をやめる手続きは行いませんので、届け出をする必要があります。

こんなとき	必要な書類	共通して必要なもの
社会保険等に加入	国保の保険証、 職場の保険証(未交付の時は健康保険資格取得証明書)	認め印、世帯主と対象者の マイナンバーカード等、届 出人の本人確認書類（免許 証等）
社会保険等から離脱	健康保険資格喪失証明書	

※つがる市国保の資格喪失後に、その保険証をつかって医療機関で受診された場合、保険給付分（7～10割）を返還請求させていただく場合があります。

## ②修学で転出する場合

現在つがる市の国保に加入している方が、修学のため市外に転出する場合は、届け出をすることによって「学生用の被保険者証（以下、マル学と呼びます）」を使用することができます。

マル学を交付された方は、つがる市の世帯の国保加入者として取り扱います。

新年度も学生である場合はマル学の更新が必要です。在学中の毎年4月に手続きをしてください。なお、卒業・退学・社会保険等に加入の場合には、つがる市の国民健康保険を脱退する手続きが必要です。

こんなとき	必要な書類	共通して必要なもの
修学で転出（マル学）	国保の保険証、在学証明書（原本）	認め印、世帯主と対象 者のマイナンバーカー ド等、届出人の本人確 認書類（免許証等）
マル学更新(在学中毎年4月に手続き)	新年度の在学証明書（原本）	
卒業、退学、社会保険等に加入	国保の保険証、卒業証明書（原本）または卒業証書の写し、退学証明書、社会保険証など	
マル学の方がつがる市に転入	国保の保険証、転出証明書（市民課の窓口で必要となります）	

**【届け出・問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2111（内線271・272）**  
**稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111**